

令和6年3月29日

環境部 監視指導課
内線：3583
電話：092-643-3395
担当：帆足、中川、谷山

産業廃棄物処分業者に対する行政処分について

富士開発(株) (産業廃棄物処分業者) は、処分を受託した産業廃棄物 543.7 m³ (以下「未処理廃棄物」という。) を少なくとも4年以上の長期間にわたり保管したまま処分を行っていません。

このため、本日、同社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律137号。以下「法」という。) 第19条の3の規定に基づき改善命令を発出しましたので、お知らせします。

1 対象者

富士開発株式会社 (代表取締役 猪木 直樹 (いぎ なおき))
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

2 命令の内容

未処理廃棄物 (543.7 m³) を全て適正に処理し、保管量を「0 m³」とすること。
(自社により処理が困難な場合は、処理業者に委託処理等すること。)

3 命令の根拠・理由

- ・富士開発(株)は、同社の事業場 (福岡県鞍手郡小竹町大字御徳字権現堂135番75他) において、未処理廃棄物 (木くず、廃プラスチック類及び廃油) 543.7 m³ を少なくとも4年以上にわたり保管したまま処分を行っていない。
- ・当該行為は、法施行令第6条第1項第2号ロ(2)に規定する法施行規則第7条の6に定める「適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間」を明らかに逸脱しており、法第12条第1項に規定する「産業廃棄物処理基準」に違反している。
- ・このことは、法第14条第12項に違反し、法第19条の3第2号に規定する「改善命令」の要件に該当する。

4 命令日

令和6年3月29日

5 改善命令の履行期限等

- (1) 着手期限：令和6年5月10日
- (2) 履行期限：令和6年10月10日 (着手期限から3か月後に中間履行期限を設定)

【参考：産業廃棄物処分業許可の概要】

- ・許可の期限：令和2年2月2日～令和7年2月1日
- ・事業の範囲：中間処理 (脱水、天日乾燥、油水分離、中和、破碎)